◆令和8年8月改定　利用料金表　（制度改正のため）

地域密着型特別養護老人ホーム　花小町もろえ

［利用料金のご案内］

（単位:円）

区分	※1 利用者負担段階	負担 割合	※2 介護サービス費 （利用者負担/1日）	食費 （実費/1日）	居住費 （実費/1日）	月額（３０日）
要介護５	第1段階	1割	971単位 (984円)	300円	880円	64,920円
	第2段階			390円	880円	67,620円
	第3段階①			680円	1,370円	91,020円
	第３段階②			1,420円	1,470円	116,220円
	第4段階			1,545円	2,500円	150,870円
		2割	(1969円)	1,545円	2,500円	180,420円
		3割	(2953円)	1,545円	2,500円	209,940円
要介護４	第1段階	1割	901単位 (913円)	300円	880円	62,790円
	第2段階			390円	880円	65,490円
	第3段階①			680円	1,370円	88,890円
	第３段階②			1,420円	1,470円	114,090円
	第4段階			1,545円	2,500円	148,740円
		2割	(1827円)	1,545円	2,500円	176,160円
		3割	(2740円)	1,545円	2,500円	203,550円
要介護３	第1段階	1割	828単位 (839円)	300円	880円	60,570円
	第2段階			390円	880円	63,270円
	第3段階①			680円	1,370円	86,670円
	第３段階②			1,420円	1,470円	111,870円
	第4段階			1,545円	2,500円	146,520円
		2割	(1679円)	1,545円	2,500円	171,720円
		3割	(2518円)	1,545円	2,500円	196,890円
要介護２	第1段階	1割	753単位 (763円)	300円	880円	58,290円
	第2段階			390円	880円	60,990円
	第3段階①			680円	1,370円	84,390円
	第３段階②			1,420円	1,470円	109,590円
	第4段階			1,545円	2,500円	144,240円
		2割	(1527円)	1,545円	2,500円	167,160円
		3割	(2290円)	1,545円	2,500円	190,050円
要介護１	第1段階	1割	682単位 (691円)	300円	880円	56,130円
	第2段階			390円	880円	58,830円
	第3段階①			680円	1,370円	82,230円
	第３段階②			1,420円	1,470円	107,430円
	第4段階			1,545円	2,500円	142,080円
		2割	(1383円)	1,545円	2,500円	162,840円
		3割	(2074円)	1,545円	2,500円	183,570円

●上記料金の他、介護給付にかかる体制加算や該当者加算、理美容代、教養娯楽費、事務管理費等の実費料金が別途かかります。

【介護保険負担限度額認定について】

介護保険施設を利用する際、低所得の方について食費・居室代の負担額が軽減される制度があります。（制度を利用するには、金沢市に申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付が必要となります。）

利用者負担段階	対象となる方　（段階ごとの各条件を満たす方）	預貯金等資産要件
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	・世帯全員（＊１）が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額（課税年金＋非課税年金（＊２））の合計が年間で82.65万円以下の方。	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員（＊１）が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額（課税年金＋非課税年金（＊２））の合計が年間で82.65万円超120万円以下の方。	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員（＊１）が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額（課税年金＋非課税年金（＊２））の合計が年間で120万円超の方。	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
第4段階	・上記に該当しない方	上記に該当しない方

（＊１）世帯分離している配偶者も含みます　（＊２）非課税年金＝（遺族年金　＋　障害年金）

●介護保険法等の改正により利用料金が変更になることがあります。

[各種加算料金のご案内]

■当該加算の算定要件を満たす場合、下記の加算が算定されます。

加算	利用者負担額
初期加算　※1	30単位/日
療養食加算	6単位/回
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61単位/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月
入院・外泊時加算　※2	246単位/日（月6回まで）
在宅ｻｰﾋﾞｽを利用した時の費用	560単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月
栄養マネジメント強化加算	11単位/日
経口維持加算	400単位/月
再入所時栄養連携加算	400単位/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120単位/月
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月
新興感染症等施設療養費	240単位/日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月

加算		利用者負担額
自立支援促進加算		280単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位/月
ADL維持等加算(Ⅰ)		30単位/月
ADL維持等加算(Ⅱ)		60単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	Ⅰイ	月の総報酬単位数×16.3%
	Ⅰロ	月の総報酬単位数×17.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	Ⅱイ	月の総報酬単位数×15.9%
	Ⅱロ	月の総報酬単位数×17.2%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		月の総報酬単位数×13.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		月の総報酬単位数×11.3%
安全対策体制加算		20単位/入居時に１回
配置医師緊急時対応加算		650単位/回
		早朝・夜間の場合
		1,300単位/回
		深夜の場合
		325単位/回
		配置医師の通常の勤務時間以外の場合 早朝・夜間及び深夜を除く
協力医療機関連携加算 （＊医療機関の体制によって①又は②を算定）		①　100単位/月（　2024年度　）
		①　50単位/月（2025年度以降）
		②　5単位/月
特別通院送迎加算(透析を要する方)		594単位/月
看取り介護加算（Ⅰ）		72単位/日
		死亡日45日前～31日前
		144単位/日
		死亡日30日前～4日前
		680単位/日
		死亡日前々日、前日
		1,280単位/日
		死亡日
在宅復帰支援機能加算		10単位/日
退所前連携加算		500単位/回(1回限り)
退所前訪問相談援助加算		460単位/回(1回限り)
退所時相談援助加算		400単位/回(1回限り)
退所後訪問相談援助加算		460単位/回(1回限り)
退所時情報提供加算		250単位/回
退所時栄養情報連携加算		70単位/回

その他介護保険基準外サービス			
医療費（外来受診代、往診代、薬代、予防接種代等）	実費	クリーニング取り次ぎ　※3	実費
理・美容代	実費	教養娯楽費	実費
事務管理費(通帳管理等の希望者のみ)	2,000円/月	おやつ飲料代　※4	50円/日
		コピー代	10円/日

※1：30日を限度とします。

※2：1月につき、外泊(又は入院)した日の翌日から起算して6日(1回の外泊(又は入院)で月をまたがる場合は最大で連続12日)が限度となります。

※3：利用者のご希望により、洗濯機等では洗濯できない特別な衣類や寝具をクリーニング店等に取り次いだ際に、クリーニング代として発生します。

※4：利用者のご希望により、15時以外のおやつやスポーツ飲料、コーヒー、紅茶等を提供する場合に係る費用です。

●おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

●料金はあくまで目安の表記となります。ご利用者の身体状況又は職員の配置状況などにより、加算算定に変更が生じる場合があります。

●金沢市は地域区分が7等級であり、介護サービス費の単位下の価格は１単位＝10.14円で計算した額となっています。 ただし、小数点以下の端数処理の関係で、月の合計額に差異が生じる場合があります。

●介護保険法等の改正により利用料金が変更になることがあります。